

10、
伊
國
艦
船
抑
留
問
題

REEL No. A-1168

0 : 0 3

アジア歴史資料センター

政口ノ求ナニ倍リ
在享存創ヨリ
提出シテルルニ

伊國汽船「カリニヤ」ノ被シ關スル件（説明）

一九四三年八月二十四日東京ニ於テ帝國船會社トノ間ニ「トリニ
スチーネ極東汽船會社」一本店「トリニエスト」市ノ持船伊國汽船
「カリニヤ」ノ被シ關スル件ニ對シテ同船ハ保船ニテ現
員無ク備船セラレタリ
帝國船會社ハ同汽船ニ對シテ戰爭ニ伴フ危險ヲ包含スル一切ノ危險
ヲ保障スル他備船契約第三條ニ轉記セラレ居ルカ如ク關係保險料金
ノ支拂ヲ負擔スルコトナリ居レリ
同汽船ハ船内ニ殘存スル貨物約一、六五〇噸（七月四日附口上書第
四四八號参照）ヲ積下シ且大阪港内ニ於テ酒樽及龍骨検査ノ上之ヲ
引渡シ引渡ニ先チ食糧品、調理室、船室内ノ器具及燃料等一切ヲ積
下スコトトナリ居タリ船内ニ殘存スル一切ノモノ（毛布及機械ノ如
キモノ等）ハ汽船引渡ノ際備船者側ニ於テ購入セラルヘキ豫定ナリ
キ又殘存ノ積藏品、部分品、器具等モ在神戸日本海運積載協會ノ專

外務省

(日本標準規格B5)

同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等
 同四ノ人等

門家ノ作成セル「リスト」ニ依リ備船者側ニ引渡スコトナリ居タ
 リ
 本船ハ一九四三年九月九日午前神戸港内ニ於テ貨物積下ノ準備ヲ開
 始セル時日本海軍側ニヨリ抑留セラレタリ
 而シテ帝國海軍官憲カ船上ニ到達セル際同船船長ハ乗組員一同ニ對
 シ凡テノ敵對行為ヲ執ルコトヲ嚴禁シ且日本官憲ニ對シ汽船ノ運轉
 並機能ニ關スル一切ノ説明ヲ爲シタリ
 備船契約ニ違見セラレタル備船者側ニ對スル汽船ノ正式引渡シハ抑
 留ヲ行ヒタル海軍官憲ヨリ要求セラレサリシ爲不可能ニ終リタル次
 第ナリ

外務省

(日本標準規格B5)

一九四三年九月九日汽船「カリニヤ」ノ「號」ニ積載
セラレシ貨物左ノ如シ

寒 天 (七包)

八九〇キログラム

護膜糸 (八箱)

二二八

チャコ (四〇〇袋)

二〇、七〇八

Magnesite Kanba (三〇〇〇袋) 二五三〇、〇〇〇

Deer brand Magnesite (一七〇袋) 九一、四四〇

貴重木材 (一五本)

六、八七五

計

一六五〇、一四一

一九四三年八月二十四日帝國船舶會社トノ間ニ締結セラレタル備船
契約ノ補足條項ニ依レハ之等貨物ハ備船者側ニ於テ船舶所有者ノ危
險ノ下ニ神戸ニ於テ積下スコトトナリ居タリ

一九四三年九月九日「カリニヤ」ノ「號」船長カ右積下シノ準備ニ取
リカカレル際帝國海軍側ニ依ル同船抑留ノ爲中止トナリタルコトハ
前記ノ通りナリ

外 務 省

(日本標準規格B5)

伊國船舶取扱問題ニ関スル意見

昭二九、八、九

條約ニ課

(一)及(二)ノ伊不船ニ対シテハ何レモ敵船ニ準ズル取扱ヲ為スベキニ非ズ。從テ備船契約ヲ履行シ賠償金ノ支拂ヲ為スコトトスベキモノト認ム。

(三)ノ伊不船ニ付テハ(一)(四)共ニ敵船ニ準ズル取扱ヲ為スコトトシテ抑留ヲ繼續スルコトヲ然レ。

(四)ノ伊不船合辦ノ船舶ノ意義ハ明カナラサル処伊不籍ノ船舶ナル場合ハ右一及二ノ如キ方針ニ依リ處理スルコトヲ

外務省

得ベシ。

四伊不船ニ付テハ純然タル敵船トシテ捕獲審檢手續ニ依リ

捕獲スル等ノコトナク其ノ最終的處務ハ戦後ニ讓ルコトナリ

居ル次第ナルヲ以テ載貨ニ付テセ(一)(四)共ニ之ヲ押收使用シ

伊不トノ關係ニ於ケル問題ノ最終的解決ハ之ヲ戦後ニ課

ルコトトスベキモノト思考ス。尤モ右ハ我方ニ於テ敵船ニ準

ズル取扱ヲ為スコトヲ得ベキ伊不船(即チ例ヘバ(一)ノ伊不

船ノ如キヲ含マス)ノ載貨ニ付テノコトナルコト言フ迄モナシ。

外務省

伊予艦船抑留問題経緯

昭二〇、二、三 條二

一、昭和十八年九月伊予「バドリオ」政府ハ休戦ニ際シ帝ハ伊予ヲ實質的ニ敵不トシテ取扱フノ方針ヲ決定シ伊予艦船ハ之ヲ抑留スルコトドレタリ。(昭和十八年九月九日大木警政庁連絡会議決定)

ニ、當野ノ東、西、水試ニ在リタル伊予艦船ハ軍艦三隻及船舶二隻ナリレ処其ノ内軍艦二隻(「レバント」號及「カルロト」號)及汽船

一隻(「コンテベル」號)ハ自沈シタル爲メ我々ニ於テ抑留シタル

外務省

セノハ軍艦一隻(「カリテア」號)及船舶一隻(「カリニャー」號)ノミナリ。

尚伊予汽船「アタ」號(其ノ後宇全九ト改名)ハ昭和十六年四月

山下汽船会社ニ編船セシレ其ノ後昭和十八年八月十七日帝ハ

船舶会社ニ編船セシタルカ同日二十三日(即チ「バドリオ」ノ休戦

前)敵潜水艦ノ魚雷ニ依リ沈没シタリ。同船ハ東京海上火

災保險会社ニ四百萬圓ノ保險ヲ附シ居リタリ。

三、「ムツリ」ニ政府成立後在京伊例ヨリ「カリニャー」號(編船

契約ノ常態回復方)及「アタ」號ノ保險金等ニ関シ累次申出

外務省

アリタルガ我方ハ崇記一ノ方針ヲ以テ之ニ取合ハザリキ。
四尚在伊日方大使未電中ノ捕獲審檢云々ノ如キ事實ナキ
趣ナリ。

外務省

政四長ヨリ
別紙ノ通函ニ
側ニ檢討方依
現ニ置キタル所
貴才ニ於テモ所
案附ノ点大ニ
心付テ御報告
トノ所更ニ
條ニ長、後條ニ
長ニ御覽セシ
ケルモ
トシテ別紙
手紙等取付
御返答ニ
御注意

舊伊國船ハ「バドリオ」ノ降伏ト共ニ我方ニ於テ抑留シ伊國ニ對シテハ「バドリオ」ノ降伏當時ノ狀況ニ鑑ミ舊伊國船ハ總テ敵性アルモノナルニ付之ガ返還ハ不可能ナリト説明シ來レル處一日高六使ニ對シテハ必要ニ應ジ伊國ニ説明方訓令シ東京ニ於テハ曾瀬隊長ヨリ「プリンチビーニ」ニ對シ説明済ミ今般「プリンチビーニ」ヨリ伊國政府ノ訓令ニ依ル處ヲ以テ

(1) 沈没セル安宅丸ニ關シ備給契約ニ決定セラレタル諸事項ニ就テ商議ヲ行ヒ度キコト

(2) 「カリニヤ」ノ一號ハ敵性無カリシモノナルベキニ付之ヲ伊國ニ返還シ同船ノ備給條件ヲ常態ニ服セシムル爲必要ナル交渉ヲ開始シ度キコト

(3) 「カリニヤ」ノ一號ノ積貨ノ數量、價格、此等貨物ノ現狀ヲ承知シ度ク右貨物ニ關スル海損賠償金(價格ノ二〇%)ノ支拂ニ關スル

交渉ヲ行ヒタキコト

(4) 「カリニヤ」ノ一號船上ニ殘シタル船積書類其他乗務上ノ書類、現金、私物品等ノ返却ヲ待タキコト

等ノ申請ヲタリ

伊國ノ善分ハ在東亞海伊國船ハ「バドリオ」ノ降伏當時ノ狀況ニ鑑ミ敵性アリトスルモ安宅丸ノ如キハ既ニ「バ」ノ降伏前ニ沈没セシモノナルニ付敵性アリト言ヒ得サルベク「カリニヤ」ノ一號ニモ既住ヲ認ムルハ可能ナルベシトノコトナリ

而シテ今同ノ伊國申請ヲ突破トシテ各具體的ノ場合ニ依リ我方態度ヲ決定致置度キニ付左記各項ニ關シ御検討煩度ク近ク御返答可キニ付御旨ニ置キ乞フ

（日本郵船株式會社）

（日本郵船株式會社）

記

- (一) 我方ニテ備船契約ヲ爲セル舊伊國船ニシテ「パドリオ」降伏當時我方ニ於テ運營シ居リタル船ノ敵性及備船契約履行ノ問題
- (二) 我方ニテ備給セル舊伊國船ニシテ「パドリオ」降伏前ニ沈没セル船ノ敵性及賠償金支拂ノ問題
- (三) 備船契約ヲ爲シタルモ「パドリオ」降伏當時未ダ契約未履行ナリシ舊伊國船ノ敵性ノ問題
- (四) 右ノ中自沈未遂ナリシモノ
- (五) 全然自沈ノ企テ無カリシモノ
- (六) 伊又合辨ノ船ノ敵性ニ關スル問題
- (七) 敵貨ノ敵性及其處分ニ關スル問題
- (八) 「パドリオ」降伏當時積卸サレアリシモノ
- (九) 「パドリオ」降伏當時船内ニアリシモノ

（日本郵船株式會社） 昭和 17 年